

第1章 計画の目的など

1-1 計画の位置づけ

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定する都市計画制度としてのマスタープランであり、「市の都市計画に関する基本的な方針」として、福生市の今後のまちづくりを進めていくため定めるものです。

また、福生市都市計画マスタープラン（以下「マスタープラン」という。）は、福生市総合計画を支えるまちづくり分野の計画として、総合的な視点で捉えた土地利用の方針、都市施設の整備方針を明らかにしたものであり、福生市第4期総合計画の「このまちが好き 夢かなうまち 福生」を実現するために、都市計画の面から基本的な方向性を明らかにしたものです。

よって、上位計画である第4期総合計画を踏まえるとともに、都市整備に関わる個別部門計画とも整合を図り定めるものです。

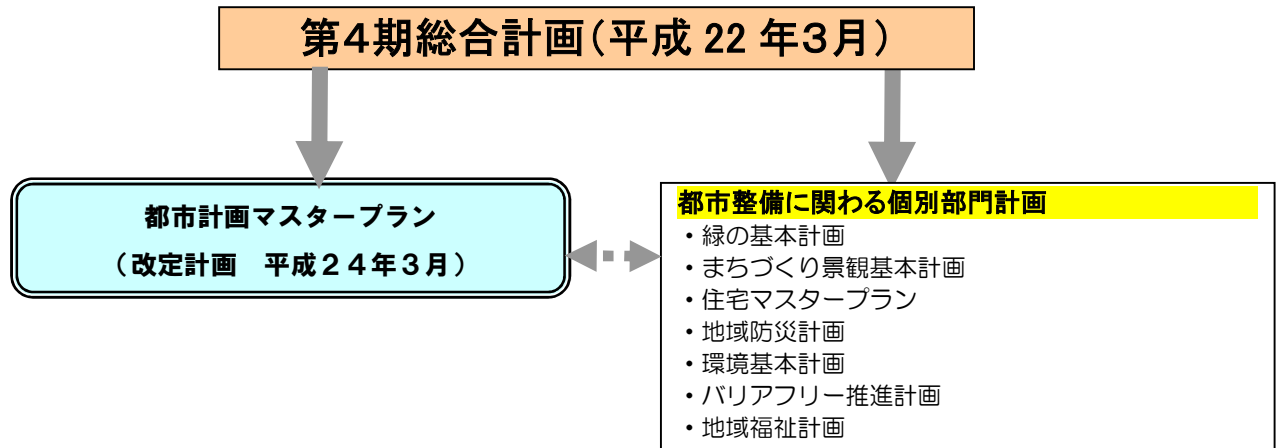


図1 計画の位置づけ